

## 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第14回）

### 議事録

#### 【開催要領】

開催日時：令和5年11月1日（水）10：00～12：00

開催場所：WEB会議

出席者：高橋座長、片桐構成員、木村構成員、小西構成員、建部構成員

事務局：田中行政課長、保科行政企画官、黒川理事官

#### 【議事次第】

1. 開会
2. 意見交換
3. 閉会

#### 【資料】

- 資料1 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性について（試案）
- 資料2 地方公共団体からの意見聴取の結果
- 資料3 都道府県と都道府県内の市区町村による入札参加資格審査申請受付等の共同運用の状況

#### 【議事録】

○高橋座長 それでは、ただいまから第14回新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。今回は、調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた論点と考え方について地方公共団体から意見聴取を行いました。本日は、この意見聴取の結果も踏まえつつ、本研究会としての報告書の取りまとめに向けた議論を行

ってまいりたいと思います。

本日の流れにつきましては、まず資料の1から資料の3に基づき、調達関連手続の共通化・デジタル化に向けての取組の方向性などについて事務局から一括して説明をいただき、その後、構成員の皆様と議論を行ってまいりたいと思います。

それでは、事務局から御説明頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○黒川理事官 総務省行政課の黒川です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、資料1から御説明をさせていただきます。

「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性について（試案）」という資料でございます。

1ページでございます。これまで調達関連手続の共通化・デジタル化についての論点を事務局からお示しし、構成員の皆様に御議論をいただき、さらには、地方公共団体へのヒアリングも経て、様々な御意見を頂戴したところです。そうしたものを全て落とし込む形で報告書の作成に向けた作業を行っておりまして、本日の資料1に関しましては、報告書に向けた一歩手前という形の試みの案、試案という形でパワーポイントに落とし込んだものを用意いたしましたので、こちらで御議論をいただきたいというものでございます。

まず1ページの構成でございますけれども、3つの柱で構成しております。

まず第1は、「調達関連手続についての現状認識と取組の必要性」ということでございます。

次に第2として、「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性」ということでございます。こちらについては、入札参加資格審査手続と入札参加資格審査以降の手続、さらには地方公共団体共通のシステムの整備といった項目について項目立てをして整理しております。

それから第3として、「今後の取組の進め方」ということで、1つ目は具体化に向けた取組の進め方、2つ目は経済団体等との連携の必要性ということで構成しております。

本日このうち、第2と第3について資料の次ページ以降でまとめておりますので、まずこの説明をさせていただきます。

資料の3ページ目をお願いいたします。「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性」の中の、まず入札参加資格審査についてでございます。（1）として、申請様式・項目及び必要書類ということでございます。地方公共団体においては、当該団体への入札参加を希望する事業者が契約の相手方として不適当な者でないかどうかや、契

約の履行を確保するために必要な資力、能力等を有しているかどうかを判定し、契約の履行を確保するために、関係法令に基づきまして、契約の種類、金額、性質及び目的に応じた必要な入札参加資格を設定しております。

そして、あらかじめ入札に参加しようとする事業者が資格を有するかどうかを確認するため、地方公共団体においては事業者から定期又は随時に資格の審査申請を受け付けまして、各団体が定める審査基準に基づき審査を行い、格付け、順位付けをして入札参加資格者名簿への登録を行っております。

この審査基準については、一般に、当該団体における契約の規模や内容の実態、地域の実情に応じて契約の適切な履行を確保するために必要な要件などの観点から、客観的審査事項と、施工実績や賃上げの状況、環境への配慮、さらには地元企業であることなどの技術性・社会性・地域性等に係る主観的審査事項を設定し、これらを総合的に勘案して点数付けをするものとなっております。地方公共団体ごとに多様となっているという状況でございます。

また、入札参加資格申請に係る申請項目や必要書類についても、審査基準を踏まえて設定されているものであることから、地方公共団体ごとに多様なものとなっているという現状について述べさせていただいております。

5つ目の丸ですが、本研究会において、共通化の取組、これは都道府県単位で申請の共同受付を行っているような団体ですけれども、こうした地方公共団体における申請項目等を比較・確認したところ、例えば事業者の名称、住所、代表者氏名など、国の申請項目等や総務省が令和3年に作成した入札参加資格審査申請に係る標準項目等については、一部の項目を除いて地方公共団体においておおむね共通していると推測されるという状況でございます。

また、国の申請項目のほかでも、地方公共団体において設定されている項目の中には、共通しているとまでは言えないけれども、多数の地方公共団体において設けられている項目があるということも推測されたところでございます。

4ページをお願いいたします。一方で、上記のような申請項目のほかに、地方公共団体の地域貢献活動の実施状況等、各地方公共団体独自のものが設けられている場合がございます。このような申請項目は、地域の実情を踏まえた迅速な対応の可否等の観点から、地域への精通度を確認するなど、各地域の実情等を踏まえて設定されているものであり、地方公共団体が地域の実情に応じて契約の適正な履行を確保することの重要性に鑑みれば、

こうした独自の申請項目等についても、引き続き地方公共団体の判断により設けることができるようにする必要があるものと考えられると記述をしております。

これらを踏まえた、申請項目等の共通化の方法として、以下の①全地方公共団体共通の申請項目、及び②申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目、この①と②の申請項目のセットを作成いたしまして、地方公共団体が①に加えて②の申請項目等を任意に選択して設け、さらには必要に応じて、③地方公共団体独自の申請項目を設けることができることとすることが考えられるということで、申請項目の共通化の方法を示したいと考えております。

最後の丸ですけれども、ただし、③の申請項目を設けるに当たっては、入札参加資格審査が、本来、契約の履行を確保するために行うものであり、その審査を行うために十分な申請項目等を設ける必要がある一方で、地方公共団体の契約の公正性・経済性の原則を踏まえつつ、事業者の事務負担を軽減する観点からも、合理的な範囲で必要最小限の項目とするようにすべきであるということも併せて述べておく必要があるのではないかと考えているところでございます。

5ページ目をお願いいたします。5ページ目は入札参加資格の申請方法でございます。入札参加資格の有効期間、申請時期・受付期間、受付方法等の申請方法については法令上規定されておらず、地方公共団体ごとに独自に定められておりますけれども、これらの差異は入札参加資格の審査結果に影響を与えるものではないと考えられ、また、複数の地方公共団体が申請方法を共通化し、申請を共同で受け付けている例もございます。

他方で、例えば、有効期間などについては、各地方公共団体において、担当部署の繁忙時期を踏まえた事務の平準化、あるいは、担当職員の数、こうしたことを勘案した必要な審査期間の設定等の地方公共団体における事務の実情のほか、事業者における十分な申請期間や有効期間の確保など、事業者の事務負担を考慮して定められている場合もございません。

これを踏まえますと、入札参加資格審査の申請方法については、共通化を進めることが考えられますが、共通化を進めるに当たっては、その方法が、いずれの地方公共団体においても適用することができるようなものとなるよう、地方公共団体の意見を聞きながら、具体の方法を検討することが重要であると考えております。

また、受付方法については、書面による提出方法に加えまして、オンラインによる方法で受け付けることが可能となるように、申請を電子申請システム、電子メール等で受け付

けられるようにすることなどの取組を促すこととすることが考えられ、このためには、署名・押印を不要とする取組が前提になるということでございます。

さらに、入札参加資格申請をデジタル完結させ、ワンストップとする観点からは、複数の発注者に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることが適当ということでございます。この点、国の物品・役務についての入札参加資格申請については、政府調達関連システムで一括して申請することができるようになってきているという現状でございます。

これを踏まえ、地方公共団体においても、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて入札参加資格審査を受け付けられるようにすることについて検討することが考えられるとしています。

この場合に、例えば、(1)の①全地方公共団体共通の申請項目等及び②申請・提出を求めか否かを任意に選択することのできる共通の申請項目については、システムに一度アップロードすることによって、複数の地方公共団体に一括して申請できることとし、③の独自の申請項目などについては、システムにおいて地方公共団体ごとにアップロードして申請できることとするとも考えられるということでございます。このことによって、入札参加資格審査申請のワンスオンリー化が図られるとしてございます。

続いて2つ目の入札参加資格審査以降の手続についてでございます。7ページをお願いいたします。

(1)として、案件情報の公表方法などについてでございます。まず一般競争入札の公告の方法でございます。地方自治法施行令の規定により、地方公共団体は一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加資格、入札の日時その他の入札について必要な事項を公告することとされています。

この方法は、法令上規定されていないことから、各地方公共団体の判断において、ホームページや公報など、広く周知でき得るような手段で行われておりますけれども、この方法をオンライン化することは、事業者の利便性の向上に資するほか、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加が容易となって、入札不調・不落の減少、競争性の確保による契約価格の低減等、最適な事業者の選定に寄与することになると考えられます。

これを踏まえ、入札の公告の方法については、オンラインで行うことが共通となるよう、地方に対して、ホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すことが考えられるとしてございます。

この際、入札の公告を地方自治法の規定による条例（公告式条例）に基づき、紙媒体の広報や掲示場への掲示の方法により行うこととしている地方公共団体においては、こうした方法に加えて、運用上、オンラインでも入札の公告の内容を公表することとすることが考えられるとしております。

また、入札の公告の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点からは、地方公共団体の入札の公告に係る情報についても、公表する内容を共通化した上で、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して、当該システムにおいて公表することとすることを検討することが考えられるとしております。

なお、国の物品・役務についての入札の公告に係る情報については、現在、政府調達関連システム上で公表されていますが、このシステムには、地方公共団体の入札の公告に係る情報を収集し掲載する機能が既に実装されているところであるということも記述をさせていただきます。

続いて8ページをお願いいたします。指名競争入札と随意契約の案件情報の公表の方法についてでございます。

指名競争入札は、地方公共団体が特定多数の競争加入者を選んで競争させ、相手方を決定、契約を締結する方法であって、また随意契約は、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法であって、一般競争入札のように不特定多数人の参加を求めて競争させるものではないといったことから、法令上その公告が義務付けられておりません。

このため、指名競争入札及び随意契約については、必ずしも一般競争入札のように案件情報を公表対象とする必要はないが、地方公共団体の運用として、公募型指名競争入札やオープンカウンター方式による随意契約の方法による契約を締結する場合には、政府調達関連システムの機能を活用して案件情報を公表可能とすることも考えられるとしております。

次に、入札・落札情報などの公表の方法でございます。物品・役務等の入札・落札情報については、法令上、公表することが義務付けられておらず、地方公共団体が当該情報を公表するかどうかについては、各地方公共団体の判断に委ねられているところでございます。

他方で、入札・落札情報などを公表することは、入札契約に係る不正行為の防止に資するほか、オンラインの方法により公表することは、事業者の利便性の向上に資するものと

考えられるところであり、現に国の物品・役務の入札・落札情報などについては、政府調達関連システムにおいて公表されております。

これを踏まえまして、地方公共団体の物品・役務等の入札・落札情報等についても、国と同様に、オンラインの方法により公表することが共通となるよう、地方公共団体に対して当該情報等をホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すことが考えられるとしております。

また、全ての地方公共団体において、入札・落札情報等の公表がオンラインによる方法で行われるようにするためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して、当該システムにおいて調達案件を公表できるようにすることを検討することも考えられるとしております。

最後に、これらの情報については、地方公共団体において、個々の契約の内容等に応じて、情報公開条例に基づき、法人に関する情報であって当該法人の権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがある不開示情報に該当するものとして非公表としている場合がございます。これを踏まえ、公表のオンライン化を進めるに当たっては、まず非公表とすることについての適否を十分に精査する必要があることを前提とした上で、個々の契約案件について公表するかどうかを地方公共団体において判断できることとすべきことに留意する必要があるという点も記述をしたところでございます。

9ページをお願いいたします。次は、入札、契約、完了届、請求等といったことでございます。

まず、入札書や完了届などの様式・項目についてでございます。事業者が入札に参加しようとするときに提出する入札参加申込書や入札書、さらに事業者が契約の履行後に提出する完了届などの様式・項目などについても、法令上規定されておらず、地方公共団体ごとに独自に定められております。

これらの様式・項目等の提出は、地方公共団体の個々の契約案件について個別に対応するものであって、入札参加資格審査申請のように事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出するような性格のものではなく、また、経済団体からも、入札書等や完了届の様式・項目等が異なることによる具体の支障事例が指摘されているものではないというところでございます。

他方で、これらの差異は入札による契約の相手方の決定や契約の履行の確保に直接影響を与えるものではないことを踏まえすと、必ずしも地方公共団体ごとに様式・項目の差

異を生じさせておく必要性は大きくないものと考えられるとしております。

これを踏まえ、後述するように、地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、地方公共団体がこのシステムを活用することとする場合には、このことを前提として、これらの様式・項目等を共通化することも考えられるとしております。

なお、完了届の提出を受けた後、地方公共団体は、その受ける給付の完了の確認をするために検査を行うことになるが、この検査については、計画の内容に応じて最も適当な方法により行われるものであって、その方法は、現地での観察・実測、機械の機能確認、現物確認、書面審査等、様々であることから、この検査の方法を共通化することはできないものと考えられるとしております。

10ページをお願いいたします。次に契約についてでございます。

契約の内容でございますけれども、地方公共団体が締結する契約については、庁舎の維持管理や不動産売買・賃借など、多岐にわたっているということでございます。また、契約の内容についても、例えばOA機器のリース契約書及びその仕様書を作成する場合には、OA機器について故障があった場合の責任分担や保守管理の方法、OA機器の機能や性質、その設置場所・使用形態・頻度など、個別のサービスの内容に応じて個別に定める必要があるというところでございます。

これを踏まえますと、地方公共団体が締結するあらゆる契約の内容について共通して用いることのできる標準を示すことが難しいという課題がございます。

もっとも、中央建設業審議会が作成している公共工事標準請負契約約款や、経済産業省が作成しているコンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約フォーマット等、個別の契約の種類に応じてその標準が示されている例もあるが、このような契約の標準については、契約の種類等に応じて各所管省庁等において個別に検討されるべきものと整理をしております。

続いて、請求書等の様式・項目についてでございます。

ここである事業者が地方公共団体に対して提出する請求書等には、見積書、納品書も含まれます。こうした請求書等については、一般に各地方公共団体において、その様式・項目の例を示しつつ、各事業者の任意の様式・項目により提出することを認めております。このような現状や取引慣行、事業者の利便性を踏まえれば、請求書等の様式・項目を共通化した上で、当該共通の請求書等以外の任意の請求書等の提出を認めないこととすることはできないものと考えられます。

他方で、請求書等の様式・項目を共通化することは、請求書等の提出を受けた地方公共団体の担当職員における請求書等の内容確認の効率化や、確認の漏れ・誤り等の縮減が見込まれるなど、地方公共団体における事務処理の効率化や内部統制の確保の観点からは意義のあるものと考えられます。

これらを踏まえれば、事業者が請求書等を任意の様式・項目により提出することができることを維持しつつ、いずれの地方公共団体に対しても提出することのできる共通の請求書等の様式・項目の例を作成し、その活用を推奨することが考えられるとしてございます。

11ページをお願いいたします。入札・契約の方法や完了届・請求書等の提出方法についてでございます。

入札や契約の方法あるいは完了届・請求書等の提出方法についても、これをオンライン化することによって事業者の事務の効率化及び利便性の向上が図られ、地方公共団体にとっても事務の効率化が図られるものと考えられます。

この点、入札の方法については、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する電子入札コアシステムの活用が進んできており、契約の方法についても、事業者から電子契約システムや電子契約を行うためのクラウドサービスが広く提供されてきております。また、完了届や請求書等については、電子メールで提出を受け付けることもできるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、入札や契約の方法について、書面による方法に加えて、オンラインによる方法で行うことが可能となるよう、地方公共団体に対して、電子入札システムや電子契約システムの導入、電子契約を行うためのクラウドサービスの活用等の好事例を周知すること、完了届や請求書等の提出方法について、内閣府が取りまとめたマニュアルや国における取組を踏まえて、電子メールを活用することを要請すること等により、オンライン化の取組を促すことが考えられます。

また、全ての地方公共団体において、入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法がオンラインによる方法で行われるようにするためには、地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、個別に調達関連システムを整備していない地方公共団体においても当該共通のシステムを活用できるようにすることについて検討することが考えられるとしております。

なお、検査の結果の通知方法や支払いの通知方法についても、完了届の提出方法と同様にオンライン化の取組を促すことが考えられるとしてございます。

続きまして、地方公共団体共通のシステムの整備等についてでございます。13ページをお願いいたします。

地方公共団体共通のシステムの整備でございますが、1つ目の丸です。調達関連手続を共通化するとともに、当該手続のデジタル完結及び情報のワンスオンリー化を図ることによって事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、調達関連手続をデジタルな方法により行えるようにすることが考えられます。

この方法としては、①都道府県単位での共同の調達関連システムの整備が全国的に行われるよう促進すること、②国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすること、③全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備することが考えられます。

①都道府県単位での共同のシステムを整備することにつきましては、現在、14の府県において府県内の市町村等と共同で入札参加資格審査申請の受付を行うなど、共通化の取組が進められていることを踏まえ、この取組を全国的に横展開していく方法であり、既存の共通基盤や入札参加資格の共通の審査体制を有効活用することができるほか、②及び③と比べて、地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能となり、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲が広がることを見込まれると考えられます。また、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、個別の地方公共団体ごとに入札参加資格申請等の手続を行う必要はなくなることとなるが、都道府県ごとに手続を行う必要がなお残るといった課題があります。

②及び③については、全地方公共団体が新たに単一の共通システムを活用して調達関連手続を行うこととする方法であり、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、入札参加資格審査申請等の手続を単一のシステムを通じて行うことができることとなります。他方、各地方公共団体にとって、全国的に調達関連手続を行う事業者がどの程度見込まれるかは様々であると考えられるほか、全地方公共団体を対象として合意を形成していく必要があることから、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲をどこまで広げることができるかという論点があり、これらについては、地方公共団体の意見を聞きながら検討を進める必要があるとしております。

また、②又は③の方法の具体化を図ろうとする場合については、地方公共団体の調達関連システムとの情報連携の方法、これは各地方公共団体において調達関連システムが整備

されていることを前提にAPI連携するか、又は電子メールによるかなどでございます。そうしたことや、共通システムと地方公共団体の個別システムとの接続方法、L G W A Nを通じた政府共通プラットフォームとの接続の可否等でございます。こうした接続方法や、その際のセキュリティーの確保などの技術的な事項に係る検討を要するというを記述してございます。

さらに、これらの共通システムの整備・運用の主体や人的体制、経費負担をどのようにするか、入札参加資格審査申請の共通項目等の事前の形式審査を行うのか、行うとした場合、どのような体制・方法とするか、様式・項目等や申請方法等について地方公共団体の意見を反映させるよう協議する場を設ける必要があるかなどについても検討する必要があるとしてございます。

14ページをお願いいたします。今後、調達関連手続のデジタル化をどのように進めることとするかについては、上記の課題や検討事項等を踏まえて、①から③までの方法を組み合わせることも含め、具体的な検討を進めていく必要があるものと考えているとしております。

なお、これらの方法により全国、地方公共団体共通の調達関連システムを整備・運用する場合には、調達関連手続の様式・項目等や申請方法等が共通化されることが前提となります。共通化する方法については、共通化する様式・項目等や申請方法等を国の法令において統一的に規定する、又は標準として規定することや、地方自治法に基づく技術的な助言を行う、例えば、共通化すべき様式・項目等や申請方法等の例を取りまとめた事務処理マニュアルや要領等を作成するといったことが考えられるほか、法令や技術的な助言によらずとも、地方公共団体において当該システムの導入が進むことによって項目や申請方法等が事実上共通化されることも考えられるとしてございます。

いずれの方法による場合であっても、その前提として、当該システムを活用することとなる地方公共団体との合意形成を図る必要があることから、共通化する方法については、調達関連手続のデジタル化をどのように進めることとするかについての検討状況を踏まえつつ、地方公共団体の意見を聞きながら具体的な検討を進める必要があるとしてございます。

それから、最後が第3の「今後の取組の進め方」でございます。16ページをお願いいたします。

まず具体化に向けた取組の進め方でございます。本報告書において示した調達関連手続

の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性については、実際に調達関連事務を処理している地方公共団体の意見を聞きながら具体化に向けた検討を進めていく必要があるとしてございます。

このため、総務省においては、総務省と地方公共団体の調達関連事務を担当する職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、共通化する具体的な様式・項目、申請方法、手続のデジタル化の方法、スケジュール等を検討し、具体化を図っていくことが考えられるとしてございます。

また、政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、もしくは地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、地方公共団体がこれらのシステムを活用して調達関連事務を処理することができるようにすることについては、第2の3で指摘した課題や検討事項等も踏まえ、技術的な観点から、政府調達関連システムを運用している関係機関等と連携して具体的な検討を進めていく必要があるものと考えているところでございます。政府調達システムを運用する関係機関としては、具体的にはデジタル庁を念頭に置いて記載をしています。

2つ目は、経済団体等との連携の必要性でございます。調達関連手続の共通化・デジタル化については、特に複数の地方公共団体に対して調達に関する申請を行う事業者にとって、その事務負担の軽減や利便性の向上に資するものであります。このため、共通化・デジタル化の取組を進めていくに当たっては、このような事業者が参加する経済団体とともに、地方公共団体に対してその必要性を説明し、働きかけていくことが重要であると考えられ、また、特に小規模な地方公共団体において、ベンダー事業者と協力してデジタル化に向けた取組を進めていく場合があることを踏まえれば、ベンダー事業者の協力も得ながら働きかけを進めていくことが重要であると考えられるとしてございます。

その際、地方公共団体の積極的な取組を促すためには、調達関連手続を共通化・デジタル化する必要があることを前提としたときに、手続を共通化し、共通の調達関連システムの活用をする場合と自らシステムを整備・運用する場合とを比較して、前者のほうがコストを抑えることができること、調達関連システムの整備が進んでいない地方公共団体においても一連の手続をパッケージでシステム対応することができること、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減など最適な事業者の選定に寄与すること、特に小規模な地方公共団体において自ら対応していた様式・項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されることなど、デジタル化に係るメリットを

示していくことが重要であると考えられるとしています。

資料1についての説明は以上でございます。

続いて資料2をお願いします。資料2につきましては、前回の研究会において神奈川県と東京都町田市と鹿児島県阿久根市に参加をいただいて様々な意見を聴取いたしました。その結果を項目ごとに整理してまとめているものでございます。

いくつかの点をかいつまんで御紹介をさせていただきたいと思えます。まず1ページ目をお願いいたします。特に様々な御意見をいただいたのが入札参加資格審査の手續に関してでございます。申請様式・項目については、神奈川県からは、地域特有の加点要素があるけれども、これらの項目を廃止することは困難であるという意見がございました。

また、4つ目の丸の阿久根市ですけれども、事業者からは、当該事業者が力を入れて取り組んでいることを入札参加資格で評価してほしいという声があり、このため、現行の申請項目の一部を廃止することについては、事業者の納得が得られないことが懸念されるという意見をいただきました。

必要書類については、町田市から、事業者目線に立てば入札参加資格審査の必要書類は最小限にすべきという意見をいただいております。

また、審査基準については、神奈川県から、地域の実情に応じて定めていることから、一律化することは困難と考えるという御意見があった一方で、入札参加資格審査の申請の際には、地域要件は設けておらず、入札参加資格審査手續を共通化・デジタル化することについて大きな障害はないという御意見もあったところでございます。

2ページ目をお願いいたします。受付方法についてでございます。2つ目の丸になりますが、申請方法がオンライン申請に共通化された場合、これまで郵送（書面）で申請していた小規模事業者がオンライン申請に対応できないおそれがあるため、両者を併用することが望ましいのではないかという意見をいただきました。

それから、次の丸ですけれども、随時申請については、一月ごとに受け付けており、1か月で審査、格付を行っているため、審査期間を短くすることは難しいという御意見がございました。

次の丸ですが、事業者の利便性の観点からは、事業者が任意の時期に申請できるよう、随時申請とすることが望ましいという意見をいただきました。

それから、申請の時期についてでございます。申請の時期についての3つ目の丸ですけれども、申請時期について、ある程度期間をかけて調整していくことで共通化することが

できると考えるという意見をいただいております。

次の入札参加資格の有効期間についてでございます。有効期間は2年間としているが、有効期間を共通化することについては特段支障がないという御意見をいただいております。

資料2についての説明は以上とさせていただきます。

それから、資料の3をお願いいたします。資料3は「都道府県と都道府県内の市区町村による入札参加資格審査申請受付等の共同運用の状況」ということございまして、これは前回の研究会において、本日は御欠席ですが、石川先生からお求めいただいた資料でございます。

ページを開いていただいたところでございますけれども、建設工事についてまとめております。都道府県と都道府県内の市区町村による入札参加資格申請受付の共同運用の状況ということで、都道府県ごとに入札参加資格申請の共同受付をしているところ、電子入札コアシステムを入れて共同利用しているところに丸をつけ、入札参加資格と電子入札の状況について共同運用している団体を示させていただいております。

なお、東京都については丸がついていないですけれども、これは前回町田市から御説明がありましたが、東京都の場合は、東京都の入らない市区町村だけの共同受付をしているということでございましたので、今回の区分けにおいては丸をつけていないと整理しているということを1点、御留意いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思いますが、御欠席の石川先生、大脇先生から何かコメントございましたでしょうか。

○黒川理事官 石川先生からは特段意見をいただいております。

大脇先生に関しては、資料を御確認いただき、何かあれば意見をいただくということで、今、御検討いただいている状況ということでございます。

○高橋座長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、御出席の先生方から御意見を頂戴したいと思います。先生方、いかがでしょうか。

では、小西先生、お願いします。

○小西構成員 ありがとうございます。貴重な取りまとめをしていただいて、基本的な方向性については今日お示しいただいたもので私は異存ございません。

報告書の取りまとめになると思うので、個別の表現について気になる点を3点ほど申し

上げさせていただきたいと思います。

まず、資料1の4ページですけれども、最後の丸のところ、合理的範囲と必要最小限の関係性とはどういうものなのかという点は少し気になりました。

それから、資料1の9ページです。最後の丸ですけれども、「検査の方法を共通化することはできないものと考えられる」と断言されている点について、少し表現が強過ぎるのではないかという印象を受けました。例えば監査組織の共通化まで自治法上はできるわけですので、検査の方法についても、今回の問題になじまない、あるいは次の10ページのように難しいなど書くことはまったく構わないと思いますが、「できないもの」と言い切っているのかという点は少し疑問に思いました。

最後、資料1の16ページです。ここは少し議論を呼ぶ点だと思うのですが、私自身の意見を申し上げますと、2のところですが、経済団体との連携の必要性、このこと自体については異存ございません。ただ、「事業者が参加する経済団体とともに」と、主語が明記されておらず、「地方公共団体に対してその必要性を説明し、働きかけていくことは重要であると考えられる」と書いてありますけれども、これは総務省自治行政局に置かれた研究会としてはやや違和感を覚える表現です。つまり、事業者との連携が必要だから総務省がという主語になるのか分かりませんが、地方公共団体に働きかけていくというのは、総務省の、少なくとも自治行政局の任務からするとかなり違和感があると思いました。言いたいことはそういうことではないと思いますけれども、地方公共団体に対するプレッシャーを経済界とともに与えていくのだという誤解をされないような表現の工夫が必要なのではないかと思いました。ベンダー事業者に関する記載の部分でも若干その気配が感じられました。

私からは以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

○黒川理事官 ありがとうございました。まず3ページの「合理的範囲で必要最小限の項目とするようにすべきである」との記載について、もう少し分かりやすくなるような書きぶりを検討させていただきたいと思います。

それから、9ページの最後の丸について、検査の方法を共通化することができないとの断言が強過ぎるという御指摘をいただきました。表現をもう少し軟らかくするような方向で検討させていただきたいと思います。

それから16ページについて、小西先生、再度、意図を確認させていただきたいのです

けども、ここは経済団体とともに地方公共団体に説明をして働きかけていくということ、ベンダー事業者の協力を得ることも含めてですけれども、それが地方に対しての圧、プレッシャーというふうには受け止められるおそれがあるため、この記載についてはもう少し工夫すべきという御趣旨でよろしかったでしょうか。

○小西構成員 はい、そのとおりです。主語がここでは明記されていませんが、仮に総務省とすると、こうしたデジタル化の取組を進めていくに当たっては、このような事業者が参加する経済団体とともに、重要性を説明し、働きかけていくことが重要であり、経済団体と総務省がタッグを組んで地方公共団体に働きかけていくという言いぶりになっている印象を受けます。地方自治の本旨から考えても、そのようなことを総務省がするのかと、少し違和感を覚えました。

もちろん共通化・デジタル化の取組が重要であること、経済団体との連携が必要であることは否定しないのですが、これを読んだ地方公共団体側はどう感じるのかという点は少し気になりました。

以上です。

○田中行政課長 小西先生、確認させていただきたいのですが、もし、経済団体という単語が入っておらず、総務省が働きかけるとの表現であったとしても、言葉のニュアンスとして強いのではないかという御趣旨でしょうか。

○小西構成員 総務省は、地方自治制度等の設計をする立場で、それを促すという取組は今までいろいろと行っているかと思います。経済界に利益があるから、経済界のために総務省は一緒にやるのだと書いてあるように読み取れなくもないと思いました。

○田中行政課長 では、主語が総務省プラス経済団体であるということがやや誤解を招くのではないかということでしょうか。

○小西構成員 かつ、理由付けが事業者にとって利便性の向上に資するからと書いてあるため、地方自治制度を経済界、事業者のためのものと考えているようなニュアンスが強いのではないかという印象を受けました。

○田中行政課長 分かりました。

○高橋座長 個人情報保護法制2000個問題を端緒として、地方公共団体の手続きがばらばらであることが、ある意味では日本のデジタル化、あるいは効率化や競争力の向上を妨げているという問題意識が一連の行財政改革にあるということは否定できないため、そのような意味で、事業者の利便性や効率性を向上することについては、理由として当

然掲げていいものだと私は思います。ただし、そのような意味での取組を進めるに際して、経済界とタグを組むというニュアンスが出てくることは強過ぎるかと思しますので、そこは誤解をされないように表現を少し工夫いただけるとありがたいです。もっとも、経済界のためにやっているという点を問題とまで捉えてしまうと、これまでの取組が少し弱くなってしまうのではないかと考えますが、小西先生、いかがでしょうか。

○小西構成員 御指摘いただきありがとうございます。おっしゃるとおりで、先ほど申し上げたように、この両方を組み合わせた一文になっていることで私が申し上げたような誤解の可能性が生じうるといことです。ですので、経済界、利用者の利便性を考えるということを経済省として考えても当然いいわけですし、先日のヒアリングの場でも、地方公共団体の側からそういう御意見はありましたので、その表現を報告書の中に盛り込むこと自体は、高橋先生がおっしゃるように、まったく否定されるものではないと思います。

ただ、この一文の中で両者を組み合わせると、表現が非常に強く感じられ、ちょっとどうなのだろうかと思うところです。

○高橋座長 分かりました。

○小西構成員 立ち位置がややバランスを欠いているのではないかと感じます。

○片桐構成員 片桐が、よろしいでしょうか。

○高橋座長 よろしくをお願いします。

○片桐構成員 小西先生の御意見は恐らく太字になっている部分の働きかけという表現が強いということ、ニュアンスがよく分からないということだと思います。改めて見ると、働きかけていくという部分がなければこの文章は成立しないかという、そうでもなく、共通化・デジタル化の取組を進めていくに当たっては、事業者が参加する経済団体の意見を十分に踏まえる必要があるというような書きぶりでも十分通用する内容なのではないかと思ひますし、ベンダーのほうも同じことではないかと思ひます。その辺りで修文いただくというのはいかがでしょうか。

○高橋座長 事務局いかがでしょう。

○黒川理事官 復唱させていただきますと、経済団体とともに地方公共団体に対してその必要性を説明していくことが重要であると考えられる、また、ベンダー事業者の協力も得ながら進めていくことが重要であるといった表現でしょうか。

○片桐構成員 そうです。経済団体の意向を背景に働きかけると読めてしまうために、誤解が生じうるのだと思ひます。小西先生、いかがでしょうか。

○小西構成員 ありがとうございます。その辺りの文章は事務局で御検討いただければと思います。趣旨は先ほど申し上げたとおりでございます。誤解がなければよろしいと思います。

○高橋座長 では、表現は事務局においてよく御検討ください。

○黒川理事官 承知しました。

○高橋座長 小西先生、よろしいでしょうか。

○小西構成員 はい。ありがとうございました。

○高橋座長 それでは、木村先生、よろしく申し上げます。

○木村構成員 私の意見としては、小西先生御指摘の3か所と、少なくとも2つは重なっているの、申し上げさせていただきます。先ほどの資料1の16ページ、今後の取組の進め方という点について、これは議論があるところで、文章表現について完全な意見の一致を見るということは難しいように感じております。ただ、私の印象では、これまでの経緯としては、経済団体とタグを組んでという事務局の御説明を受けたもので、我々としてもそういう方向性で了解してきたのだと思います。ですので、御趣旨としては間違っていないけれども、表現ぶりは先ほどの方向性で御検討いただきたいということで全く異存ありません。

その延長で申しますと、16ページの2つ目の項目は、経済団体との連携の必要性という項目になっていますが、そこでは、経済団体との連携というよりは、むしろ3行目に記載されている共通化・デジタル化の必要性と、それから一番下の行に記載されているデジタル化に関するメリット、この辺りがメインになると私は認識しています。つまり、こうしたデジタル化・共通化の必要性とメリットを明確に示していく必要がある中で、経済団体というのはその裏方といいますか、もちろん重要なアクターではあるけれども、メインの存在ではないと私は理解しています。

といいますのは、2つ目の丸でメリットがいろいろと書かれていますが、私自身はメリットの中にも様々な要素があるということ、もう少し明確にしたほうがよいのではないかと考えています。2つ目の丸で示されているメリットの中で、システムの整備に当たってコストが削減できる、あるいはパッケージで対応できるという点は、共通化・デジタル化を始められるかどうかという短期的な観点です。その一方で、より長期的な観点は、4行目にある不落・不調の減少、競争性の確保による契約価格の減少などであり、これが最終的な目標だと私は考えていますので、まさに後者の長期的な視点が、先ほど議論のあつ

た1つ目の丸の3行目の必要性に結びつくとは私は理解しています。

地方財政法上の要請からしても、また最近の住民訴訟の傾向からしても、契約価格を下げるということは必要不可欠です。したがって、そうした点はメリットというよりはむしろ必要性という話に結びつくのであって、その辺りをしっかりと働きかけることが重要ではないかと考えます

そうした意味では、経済団体の働きかけ、経済団体とタッグを組むということはその裏の話という印象は受けますので、いずれにしても、メリットについて、長期的なもの、短期的なものをきちんと分けていただいたほうがいいのではないかと考えます。少なくとも長期的なものが必要性に結びつくのだという、そういう整理をしていただいた上で、経済団体等との連携という見出しを含めて、少し経済団体のトーンを落としていただくという方法が一つあり得るのではないかと印象を持ちました。

それから、小西先生から最初に御指摘のあった、4ページの最後の箇所で、合理的な範囲で必要最小限度というのは確かにくだい表現には思ったのですが、私の理解では、合理的な範囲というのは、契約の種類に応じてという意味で、それぞれの契約の中で必要最小限の項目というような認識でおります。たしかに、そのような言い方をすると、入札参加資格の話からは少しずれてしまうところがあるのですが、最終的には、契約の種類に応じて、必要最小限の項目ということは当然の要請だと思いますので、この趣旨は私なりにには了解しました。ただ、ここでこの表現を使うかという点は、確かに微妙なところがありますので、御検討いただきたいと思います。

その関連で、これは恐らく少数説であることを承知の上で申し上げますが、前回のヒアリングで、町田市のように地域要件を入札参加資格から外すという方向性について、先生方も、あるいは事務局も否定的な意見を述べられていたと思います。それは今までの流れからするとやむを得ないのかと思いますが、ただ、私自身は町田市のやり方は理にかなっていると思っています。入札参加資格はできるだけ客観的なものにして、契約の段階で主観的な要素を最低限に盛り込む、それこそ契約の種類に応じて最低限にするというのは恐らく好ましいと思います。

といいますのは、主観的な要件、それこそ裁判例でも争われているような複雑な要件を課すというのは、実質的に事業者の参入を妨げることになりますし、さらにもう一つ、私として問題意識を持っておりますのは、今後は国との共通化を考える必要があるのではないかとことです。つまり、国の契約との共通化、さらには国との共同契約というもの

もあり得るはずで、実際にフランスあたりではこの辺りをかなり進めています。そのベースとして、日本とは違って調達の法制度が国と地方で同じ、1つの法律で動いているということもありますが、資格要件についてもできるだけ客観的にやるという方向性がとられていると認識しております。そうした意味では、本来的、長期的には、国との共同化や共通化も意識しながら検討していくべきだと思います。

その一方で、事務局からデメリットとして御指摘いただいていたことだと思いますが、それをやると、結局事業者の手間が増えてしまう、つまり、入札参加資格申請の段階で書類を提出して、その後また契約の段階で書類を提出するということは二度手間ではないかという御意見がありました。しかし、私自身は、今の町田市のやり方がワンズオンリー化に反するとはまったく思っておりません。つまり、入札参加資格は最小限にしたとしても、そこでいろいろな書類を提出させておけばいいわけです。それこそ申請ポータルのようなものを事業者ごとに作っておいて、入札参加資格は最低限の客観的なものでしか審査しないとしても、後で使えるもの、主観的な地域貢献などに関する書類は、今後使う可能性もあるから最初の提出書類に入れ込んでおくという方法が考えられます。事業者としては、最初に提出しておけば、役所のほうで、どの段階であろうと適宜書類を見て審査してくれるということになりますので、事業者目線からすると全く問題はないと考えています。

そうはいつでも大多数の自治体は町田市のような考え方、やり方をとっていないはずですので、困難な面は多々あると思いますが、入札参加資格あるいは契約の参加の要件を必要最小限にするという方向性からすれば、町田市のやり方は好意的に評価できると考えている次第です。

○高橋座長 16ページの話はもう少し議論したほうが良いと思います。初めに町田市の事例に関連した木村先生のご指摘について、事務局からコメントをいただけますでしょうか。

○黒川理事官 町田市の取組について、前回研究会の御説明の中でも町田市は相当事業者目線という言葉盛んにおっしゃっていて、そこをいかに軽減していくかという御趣旨の説明をいただきましたし、それが東京都全体の市区町村で構成されている調達関連手続の中で、町田市だけでなくほかの市区町村でも同じような取組が進んでいるということは1つの貴重な示唆だとは思いました。

一方、前回研究会においては、神奈川県及び阿久根市からは、やはり独自の項目が必要であるという意見も頂戴したというところです。木村先生がおっしゃったように、一番事

業者にとって便利なのは町田市のような取組である一方で、それがほかの団体で了解を得られるかどうかということについては、申し訳ありません、事務局としても、町田市のほうに寄せていくということは直ちには困難ではないかと思っているのが率直なところでございます。

ただ一方で、この先のスケジュールといたしまして、この研究会で報告書を取りまとめでいただいた後に、先ほど最後のところで触れましたけれども、地方公共団体の実務を担当している方々と我々総務省で標準的な項目・様式をどのようにしていくかという具体的な作業をしていきたいと考えていますので、その中で、町田市のような取組をしている団体にも入っていただいて、偏った議論にならないよう、ワーキングでの検討ということは心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。私も町田市のように、主観的要件の考慮を後ろ倒しにするのもよいのではないかと思ったのですけれども、その後で町田市のコメントを見ると、その主観的要件はかなり限定しているとのことでした。町田市はその前提があって後ろ倒しして運用されているのではないかとの印象を受けましたので、そこは恐らく事務局がそのような捉え方になっているのではないかと思います。少し付言的に申し上げた次第です。

16ページについてはもう少し議論しておいたほうがいいのではないかと思いますので、ご意見はございますか。

○片桐構成員 では、よろしいですか。片桐です。

○高橋座長 どうぞ。

○片桐構成員 この報告書を地方公共団体が見たときに、小西先生の御懸念等があるというのはそのとおりだと思います。ただ、他方で経済団体やベンダー事業者の意見を聞かないで進めるということもできないということは言っておいたほうが良いというのもまた事実です。今後、経済団体等からの要望について問われる機会もあると思うので、そうした要望についても聞いた上で検討を進めているというエクスキューズはあってもよいのではないかと思います。

それから、後半の部分ですけれども、確かにメリットが階層化されていないというのはそのとおりです。一説には、調達手続のみならず、この手のシステムをガバメントクラウドに上げるとどうもコストが2割程度上がるのではないかという指摘があり、そうだとする

と、単調に今考えられるような経済的なメリットがあるというだけでは済まないと思います。そうすると、メリットとは関係なく公益的な観点から、契約の適正化などの取組は絶対に進めなければならないという絶対的な価値と、事業者あるいは自治体への実務上のメリット、負担軽減などをある程度仕分けして、あまり言いたくはないですが、コストが期待したほど下がらなかったとしてもこれをやらなければならないという理屈があるほうがいいだろうと考えています。

その観点から、長期的な価値の実現の必要性和短期的なメリットで仕分けるという木村先生の御発想、御意見には賛同するところです。

私からは以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。建部先生、この点について何かございますか。

○建部構成員 私は前回研究会での消防団等の要件がどうにも納得いかず、地域要件の必要性について少し調べてみたところ、木村先生のおっしゃった地域要件不要説というものは、少数説ではありますが、単独ではないという支援を少ししておきたいのが1点と、あと、事業者の種類が何通りもありますので、この辺りを報告書で書き分けていただければというのが率直なところです。

阿久根市の例のように主観的要件を減少させることに同意をしない事業者がいたり、むしろそうではなく共通化したいという事業者がいたりということでしたし、また、随分昔、経済団体のお話を伺っていても、様々な種類の事業者の利益を代表する団体もいらっしゃいますので、やはりその辺りは報告書でも書き分けていただければということを少し思いました。

○高橋座長 事務局いかがでしょう。

○黒川理事官 まず、片桐先生と木村先生からいただいた、メリットについて現時点でやや平板に書き過ぎていて、階層化されていないという御指摘は、もう少し工夫する余地があるかなと考えますので、長期的なもの、短期的なもの、あるいは絶対的な価値観、もう少し具体的な自治体にとってのメリットといった点を対比する形で、より分かりやすく、平板に書かないような修正を事務局で検討させていただきます。

それから、建部先生からいただいた事業者の状況が様々あるのではないかという点に関しては、報告書でどれだけ落とし込めるかどうかというところですが、阿久根市の意見にあったような地域に根差した事業者への配慮という観点と、全国的に活動する事業者から

すれば、そうしたあまりに地域に配慮し過ぎたものを解消していくべきだという立場と、そうしたことに着目して切り分けるような書き方ができるのかどうかという点少し検討したいと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。町田市のように全国事業者の競争が激しく、地域要件を撤廃してほしいという要求のほうが強い地域と、全国事業者が浸透しておらず、地域に根差した事業者を大切に、地域要件を大切にしなければならない地域もあるということから、地域要件は残さざるを得ないというニュアンスが出てくれば、建部先生がおっしゃったような問題点の指摘に対応したことになるのではないかと思いますので、そこは御対応いただければありがたいと思います。

それから、経済団体の話については、経済団体から必要性をきちんと説明してもらう必要があると思います。総務省から働きかけをするとともに、経済団体からも働きかけをしてもらう必要があるし、ベンダーからも、ベンダーとして働きかけをしてもらう必要があるということです。そこを明確にして取組を進めるという観点から御説明いただければ、3者がタッグを組んで地方公共団体を指導するというようなニュアンスが出てこないのではないかと思いますので、そこは表現ぶりを少し事務局で、今までの議論を含めて御検討いただければありがたいと思います。

ただ、片桐先生がおっしゃったように、大規模な事業者の存在を踏まえて、全体としてデジタル化・システム化していく必要があるというのは国全体の方針になっておりますので、そうした必要性があって取組をしているということはこの報告書に明記していただいたほうがいいかなと思います。

その上で、今おっしゃったように、総務省と経済団体がタッグを組んでという捉え方がされないような表現ぶりを少し事務局で御追求していただければありがたいと思います。

小西先生、このような形でまとめてよろしいでしょうか。

○小西構成員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○高橋座長 では、16ページについては以上とさせていただきます。

片桐先生、追加でよろしく申し上げます。

○片桐構成員 ありがとうございます。いくつかあるのですが、まず、地域要件について、木村先生は少数説だとおっしゃいましたが、私も木村先生のお考えに近い形で捉えています。憲法学者として申し上げますと、個別の入札との関係で地域要件が必要だという点は入札にかかっている案件の特性によって決まるところがあるため、それはばらばらというこ

ともあり得るだろうということはそのとおりだと思います。

他方で、そこからさらに地域要件を設けて一律に入札参加資格を限定するという点については、別途の理由付け、正当化が必要だろうと思います。それはよほどの理由がない限り、参入規制になるので許されないと考えるのが競争環境を整備するという観点からは当たり前の話だろうと思っていて、その意味では木村先生がおっしゃられたような方向があるだろうと思います。

ただ、そう考える場合でも、結局、入札参加資格の限定がどうしても必要だという理由が成り立ってしまえば、やはり設けてもよいだろうという話になる可能性があるため、システムとしては切り離せないのではないかという気もします。つまり、そうした可能性がある以上は対応するシステムを用意しておく必要があることになるのかもしれないと思います。これがまず1点目です。これは先ほどの論点に関する感想です。

さらに私のほうからいくつか申し上げたいのは、今後の議論の中で明確にしておいたほうが良いのではないかという観点から、少し追加で検討していただきたいことがあります。

1つ目は、全体のスケジュール感です。資料の内容としてはこうした点に整理が必要だというのは全くそのとおりで、我々の議論をうまくまとめていただいたと思っているのですが、短期的にここまでやるということと中長期的にこうした方向性を目指すということ、目指して検討を続けるということとある程度分かるように仕分けていただけるとありがたいです。スケジュール感はどうか、何年までに何をやるのか、マイルストーンはどこかといった点は今後必ず議論の対象になってくると思うので、ある程度、そう質問されたらこのように回答するという切り分けがあるとよいのではないかと1つ目です。

それからもう一つですけれども、様式や項目の共通化を検討するときに、最終的にこれが電子手続、デジタル手続につながるという前提で、それを見越した様式を考えていくということをもう少し鮮明に打ち出していきたいと思います。現状では、そろえるべき様式があるということ特定した上で、まずはそろえた様式を紙でつくっていき、その後データ化していくという手順にも見えるところなのですが、最終的に紙にしたものがデジタル化につながらないという可能性が一番怖いところでもあり、それから、共通化の要請というのは、結局デジタル化の取組を進めていくにあたって、様式や項目がばらばらで困っているということでもあるので、デジタル化を見据えて、様式や項目等を、例えば住所の項目はこのような形で決めていくということが見える、あるいはそれは当然考えているということが分かるようなところ、全体的にそのようなニュアンスにさせていただけるとよ

いのではないかと考えているところです。

私からは以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

○黒川理事官 ありがとうございました。まずスケジュールに関しては、6月に閣議決定された規制改革実施計画の中で、年内に今後の取組の一定の方向性を出すことが求められておりますので、今、それに向けて最終的な報告書を取りまとめるという作業を行っております。

その先のスケジュールに関しては、片桐先生から御指摘いただいたことと同様に我々もそこは問われるだろうと考えております。まず、今後、年内に研究会の報告書を取りまとめた後に地方公共団体の実務担当者と総務省とでワーキングを作り、具体化の検討を深めていくということを申し上げましたが、そのスケジュール感がまず最初にあり、令和6年度にある程度回数を重ねていくことになると考えていますが、そこにあまり時間をかけることは許されないだろうと個人的には考えています。様式・項目の標準化ということの詳細、あるいはどういったシステムをとっていくのかということについて検討することがまず最初のスケジュールだと考えています。

ただ一方で、最終形として求められているシステム化、デジタル対応できるためのシステムを構築することに関しては、やはり最終的にエンドユーザーとなる地方公共団体の実務担当者の意見を聞いてみないとスタートラインに立てないのではないかと考えていますので、早期の実施を求められることは想定しておりますけれども、地方公共団体とのワーキングを始める前に、最終的なシステムの構築も、例えば3年あるいは5年以内に完了するというところまではなかなかできないのではないかと考えております。

それから、2点目の様式・項目の共通化に関して、最終的にデジタル化することを見据えてやっているというトーンをもう少しにじませていくべきではないかという点に関しては、ありがたい御示唆だと思われましたので、そうした観点でたたき台を適宜修正させていただきたいと思いました。

以上でございます。

○高橋座長 片桐先生、それでよろしいでしょうか。

○片桐構成員 ありがとうございました。今御説明いただいた点はそれで十分です。もう1点ですが、今回頂いた資料1は、第1の部分が抜けていますが、第1はまだ検討中ということですか。

○高橋座長 事務局いかがでしょう。

○黒川理事官 資料1の1ページを見ていただきますと、今回お示しして議論をいただいたのは第2と第3のところでございます、これまでお示した論点を、議論を踏まえてどう報告書に落とし込んでいくかという部分を示させていただきましたが、第1のところが現状認識と取組の必要性については今作業しているところでございます。

○片桐構成員 自治体の調達も含めた様々なシステムがこれほど複雑だという点は、あまりイメージをもたれていないところだと思います。ですので、非常に複雑なシステムになっていて、ある部分に変更を加えると別の部分が壊れてしまうなどという様々なリスクがあり、なかなか難しい、かなり大がかりな取組であることが分かるような資料にさせていただくと良いと思います。第1の部分については、前に頂いたシステムの図などをも入れていただけると伝わりやすくなるのではないかと思います。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○黒川理事官 ありがとうございます。大変貴重な御示唆をいただいて感謝しております。今いただいた御示唆の方向で準備をし、第1についても作業を進めたいと思います。ありがとうございました。

○高橋座長 片桐先生、どうもありがとうございました。

建部先生、いかがでしょう。

○建部構成員 全く別の論点なのですが、入札参加資格の適用除外があるということをおらかじめ明記しておいたほうがいいのではないかと考えておりました。

といいますのも、特定地方公共団体の特定調達契約に関するものは当然この議論の適用除外なのでしょうが、どこかに書いておいていただければ、より分かりやすくなるのではないかと考えておりました。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○黒川理事官 今いただいた特例政令に関する点などについても触れるように手直しを考えたいと思います。

○高橋座長 町田市の方式について、入札参加資格申請の段階で対象を絞ることが適当でない部分があるのではないかと御指摘が片桐先生、木村先生からございましたが、この点について、事務局はいかがでしょう。

○黒川理事官 その点をこの資料にどのように落とし込むことができるか、検討させていただきます。

○高橋座長 御検討いただければと思います。

○田中行政課長 よろしいですか。

○高橋座長 どうぞ。

○田中行政課長 4 ページの一番下の丸について、事業者の負担軽減を軽減する観点から、合理的な範囲で必要最小限の項目とするようにすべきであると記載していますが、場合によっては全契約共通ではなく個別の契約ごとに判断すべきものもあるため、入札参加資格申請の段階では、そうした観点も含めて範囲を設定すべきであるという形で、この部分を加筆するイメージでよろしいでしょうか。

○高橋座長 片桐先生、それでよろしいですか。

○片桐構成員 私はそれが望ましいと思います。

○高橋座長 木村先生はいかがでしょう。

○木村構成員 基本的な方向性としては、それで良いと思います。さらにいえば、国の契約との共同化などを長期的な視点として書くこともありうると思いますけれども、あまり無理は申しませんので、今の方向感でよろしいと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。一通り御発言いただいたと思います。ただ、まだ時間がありますので、これはということをお指摘いただければありがたいと思います。今後は恐らく議論の取りまとめに向かっていくので、懸念される点等があれば遠慮なく御指摘いただければありがたいと思います。

○田中行政課長 1点補足させていただいてもよろしいですか。

○高橋座長 どうぞ。

○田中行政課長 地域要件について、様々な形で先生方からご指摘がありました。我々も基本的にはその要件設定は必要最小限であるべきという認識を持っているところですが、一方、地域要件は、制度上は、地元の事業者への配慮のために設定されるものということではないのではないかと考えます。契約の適切な履行の確保という観点から、例えば、地域で実績があったほうが良い、あるいは事務所が近くにあったほうが良いといったことで地域要件は設けるものであって、地元の事業者への配慮のためという表現はやや誤解を招くように考えています。結果的に地元の事業者への配慮になるケースがあるかもしれませんが、そうではなく、やはり契約の適切な履行の確保を図るという観点から地域要件は設けられているのであって、その範囲内で地域要件が必要なものであるという認識を持っているということは改めて申し上げさせていただきたいと思います。

○高橋座長 木村先生、いかがでしょうか。

○木村構成員 御指摘はもっともでして、契約の適切な履行の確保のためという説明方法については、最高裁も認めており、その関係で一定のカテゴリカルな判断をすることについても裁量が認められています。しかし、同時に最高裁がそうした説明の合理性が常に妥当するわけではないと述べていることからすると、やはり個々の契約ごとに判断するというのが基本的な考え方であると思います。また、そうした観点からすると、本来であれば合理的な範囲というものをきちんとチェックする仕組みがあつてしかるべきところ、現状ではそういう仕組みがなく、地元事業者のリクエストで地域要件を上乗せしているという現実もありますので、その歯止めを考えなくて良いのかということだと思います。それこそ憲法的な歯止めというのはあり得るのかもしれませんが、なかなか実務的な歯止めが難しいという感覚であります。

○高橋座長 片桐先生、いかがでしょうか。

○片桐構成員 ありがとうございます。私も木村先生と全く同じ感想を持っておりまして、事務局の御理解とも共通なのですが、やはり合理性はある程度確認せざるを得ないと考えています。それをどのように確認するのかという点はどこかのタイミングで整理を求められると思うので、少し御検討いただいたほうがいいのではないかと思います。

○高橋座長 小西先生、いかがでしょうか。

○小西構成員 ありがとうございます。この部分は非常に難しいと感じました。理想を言うと、木村先生のおっしゃるように、町田市の方式を採用した自治体が、経済合理的に考えて明らかに得をすること、つまり、町田市のようなオープンな姿勢が良い事業者と契約できることにつながり、自治体にとっても様々な面でメリットを生むということが見えてくると、やはり今のような議論が強調できるのだと思います。

ただ一方で、公契約条例などに基づき、地元の住民を多く雇用している事業者を優先するなどということは、既に広く行われているのではないのでしょうか。現実としてそうした条例を持つ団体が相当数あるということを考えると、この研究会の報告書で詳細に書き過ぎるのはやや危険ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○高橋座長 この辺り書きぶりは難しいですが、不合理なものは明確に排除しなければならないため、私も合理的という部分は強調しておく必要があると思います。

様々な角度からこの問題について御意見を頂戴したので、少し事務局で議論を再整理していただいて、表現ぶりを御検討いただければと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○黒川理事官 承知しました。4ページを中心に検討を進めます。

○高橋座長 ほかはいかがでしょうか。

○木村構成員 資料1の16ページについては、先ほど高橋先生にお示しいただいた方向性で詰めていただければよろしいと思います。先ほどの片桐先生からの御示唆にも関係するのですが、第1のところでは経済団体との関係をできる限り説明し、メリットやデメリットについては、先ほどの整理を前提にして、あまり複雑に書かないという方向もあるのではないかと印象を持ちました。

それから、視点がやや異なるように思えるのが、石川先生が指摘されていた内部統制の観点です。資料1の10ページ、下から2つ目の丸において、地方公共団体の事務処理の効率化あるいは内部統制の確保の観点から統一化が求められる、共通化することに意味があると記載されていますが、これはやや毛色が違う話ではあると思います。この取りまとめの中に記載していくのが良いのかという見方もありえますし、さらに、これはやや地方公共団体の事務に立ち入り過ぎているのではないかという印象も持っています。つまり、ほかの論点がおおむね、経済的なアクターとの関係や契約価格の低減などという、外に効果のあるものである一方で、この論点だけは事務処理の効率化などの地方公共団体の内部に関するものであるため、その位置付けが微妙な感じがします。また、そこまで国が立ち入って良いのか、あるいはそういう例があるのかという感想を持ったのですが、この点について簡単にでも御教示いただければありがたいです。

○高橋座長 事務局、いかがでしょうか。

○黒川理事官 10ページの内部統制に触れた記述については、確かに全体の議論の方向とは別の視点も含んだ内容で記載しており、まさに石川先生からの御示唆を踏まえたものでございます。本日石川先生は御欠席ですので、石川先生に御意見を伺いながら、調整したいと思います。

○木村構成員 それで結構です。この箇所の御指摘はもっともなのですが、あくまで、ここに記載するのが良いのか、あるいはこの研究会としてどこまで踏み込めるかという、2つの問題意識です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。事務局において石川先生とも御相談の上、記載をご検討いただければと思います。

それでは、本日はこの辺りで議事を終了させていただきたいと思います。

最後に次回につきまして、事務局から御説明を頂戴したいと思います。

○黒川理事官 本日は、熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。次回、第15回につきましては、11月30日、午前10時から報告書の取りまとめに向けた議論を進めていくことを予定しております。詳細につきましては事務局より追って御連絡をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。本日は貴重な御意見、御議論を賜りまして、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いたします。